

持続化給付金等の申請に関するご案内

①【国】持続化給付金

- ☑ **制度概要** 感染症拡大により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金が支給される国の制度です。
→ **売上減少分の判定方法は裏面をご覧ください！**
- ☑ **給付額** 法人 200万円、個人事業者 100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。
- ☑ **申請方法** 持続化給付金ホームページから申請を行って下さい。
↳ <https://jizokuka-kyufu.jp/> (スマホでもOK!)
- ☑ **お問合せ** 詳細なお問合せが必要な場合は、(国) コールセンターをご利用下さい。
☎ 0120-115-570 (全日8:30~19:00) ※7月以降は一部変更



LINEアカウント

②【福岡県】持続化緊急支援金

- ☑ **制度概要** ①持続化給付金の対象とならない、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者を対象に支援する福岡県の制度です。
→ **売上減少分の判定方法は裏面をご覧ください！**
- ☑ **給付額** 法人 50万円、個人事業者 25万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。
- ☑ **申請方法** 福岡県持続化緊急支援金ホームページから申請を行って下さい。 QRコード
↳ <https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/> (スマホでもOK!)
- ☑ **お問合せ** 詳細なお問合せが必要な場合は、(県) コールセンターをご利用下さい。
☎ 0570-094894 (平日9:00~17:00) ※5月は土、日、祝日も開設



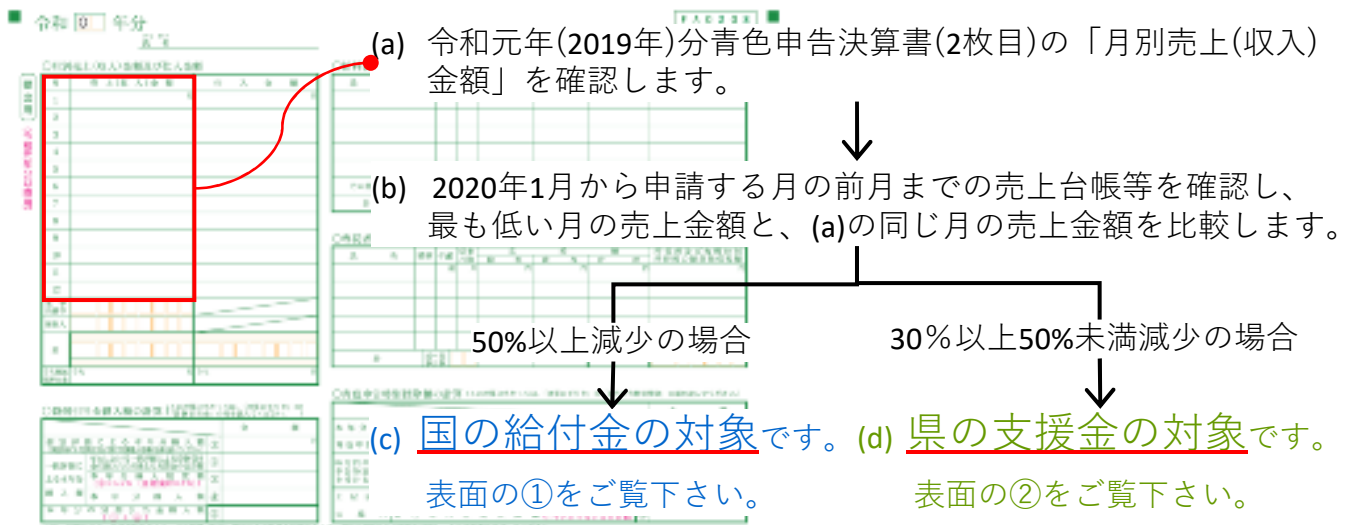
※1 給付要件や手続きは変更になる可能性もありますので、①②それぞれのホームページにて最新情報をご確認下さい。

※2 ①の申請期間は、令和2年5月1日~令和3年1月15日
②の申請期間は、令和2年5月2日~緊急事態解除宣言がなされた日の属する月の翌月末
(最長令和3年1月15日)

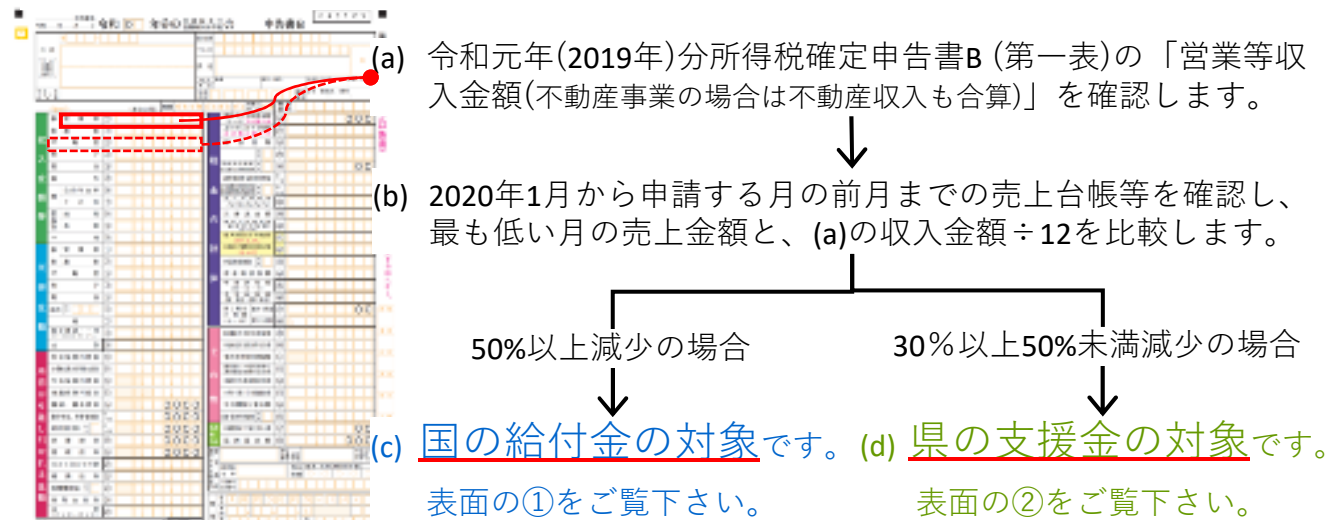
※3 本人申請となっており、商工会では代理申請ができませんので、予めご了承下さい。

売上減少分の判定方法（参考）

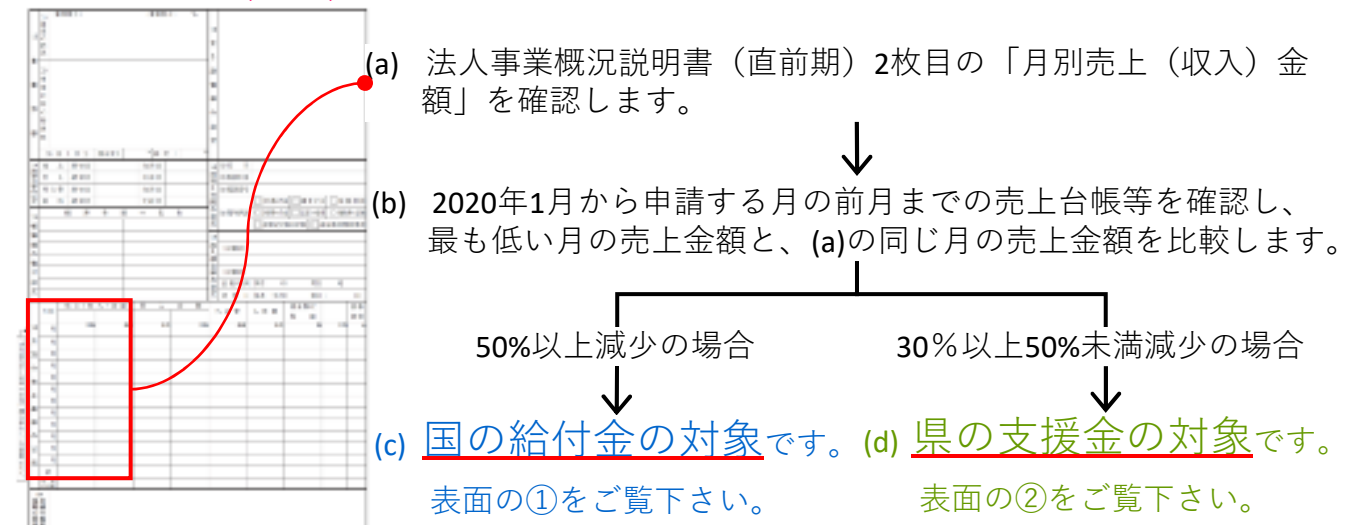
個人事業者（青色申告）の場合



個人事業者（白色申告）の場合



法人事業者（中小）の場合



※ 2019年中に新規開業した方や季節による売上変動の大きい方など、計算方法が異なる場合がありますので、ご注意ください。(表面①②のホームページ掲載の要領等をご確認ください。)

対象となる施策の判定方法（参考）

個人事業者(青色申告)

2020年1月から申請する月の前月までの売上台帳等を確認し、最も低い月(対象月)の売上金額と、2019年の同じ月の売上金額を比較します。

個人事業者(白色申告)

2020年1月から申請する月の前月までの売上台帳等を確認し、最も低い月(対象月)の売上金額と、2019年の収入金額÷12を比較します。

法人事業者(中小)

2020年1月から申請する月の前月までの売上台帳等を確認し、最も低い月(対象月)の売上金額と、2019年の同じ月の売上金額を比較します。

対象月の売上金額 - 前年同月の売上金額(※)

※ 個人事業者(白色申告)の場合は、月平均売上額

50%以上減少の場合

30%以上50%未満減少の場合

【国】給付金の対象です。

表面の①をご覧ください。

【県】支援金の対象です。

表面の①をご覧ください。

給付金額の算出例（参考）

■ 給付額の算定式（個人事業者の場合）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - 対象月の月間事業収入 × 12（上限100万円、10万円未満切り捨て）

給付額の算出例(1) 個人事業者(青色申告)の場合

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 2019年 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| | 30 | 20 | 10 | 30 | 30 | 20 | 30 | 30 | 30 | 20 | 20 | 30 |
| 2020年 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| | 40 | 20 | 20 | 13 | | | | | | | | |

2019年4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため、【国】持続化給付金の給付対象

給付額 = 300万円 - 13万円 × 12 = 144万円

ただし、144万円 > 100万円（上限額）のため → **給付額は100万円**

給付額の算出例(2) 個人事業者(白色申告)の場合

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 2019年 | 合計 | | | | | | | | | | | |
| | 300 | | | | | | | | | | | |
| 2020年 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| | 40 | 20 | 20 | 10 | | | | | | | | |

2019年分の月平均事業収入が25万円、2020年4月の月間事業収入が10万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため、【国】持続化給付金の給付対象

給付額 = 300万円 - 10万円 × 12 = 180万円

ただし、180万円 > 100万円（上限額）のため → **給付額は100万円**

※ 算出例(1)(2)はあくまで一例です。詳しくは表面①②のホームページ掲載の要領等をご確認ください。